

# 第2期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画の概要

## 第2期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画の概要

### 1 計画策定の背景

本市では、平成20年10月に策定した「池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」を基に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。平成27年度に当初計画は最終年度を迎えましたが、近い将来の発生が予想される大規模地震から市民の生命・財産を守るためには今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進する必要があることから、本市の新たな計画を策定するものです。

### 2 計画の目的と位置付け

本計画は、市内の住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することにより、今後、発生が予測される大規模地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを実現することを目的として策定します。

計画策定にあたっては、国の基本方針及び府の計画（住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪）の内容を勘案し、本市の総合計画、地域防災計画、住宅マスタープランとの整合を図ります。

### 3 計画期間

府の計画期間が平成28年度から平成37年度までとなっており、府の計画との整合を図り、計画終期を平成37年度とします。また、概ね5年を基本に進捗状況の検証、計画の見直しを行います。

## 住宅・建築物の耐震化の目標・取組み方針

### 1 住宅の目標

住宅の耐震化率は、平成37年度までに95%とすることを目標とし、特に耐震化が進んでいない木造戸建住宅については、効果的かつ確実な普及啓発により、重点的に耐震化を促進します。

### 2 多数の者が利用する民間建築物の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成32年度までに95%とすることを目標とし、対象となる建築物の所有者に対しては、耐震化に向けた積極的な働きかけを行っていきます。

### 3 広域緊急交通路沿道建築物の取組み方針

優先して耐震化に取り組む路線として府が指定した道路の沿道について、耐震性が不足するすべての対象建築物に対して確実な普及啓発を行うとともに、耐震性が低いものや建物の集積状況から道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化の促進を図ります。

### 4 市有建築物の取組み方針

防災上の重要度や施設の将来の利用計画を勘案して、計画的に耐震化の促進を図っていきます。

## 本市における耐震化の現状

### 1 住宅の耐震化の現状

(H25住宅・土地統計調査によるH27年度時点の推計値)

	総数	耐震性を満たす住宅	耐震性が不十分な住宅
住宅全体	45,020戸(100%)	38,651戸(85.9%)	6,369戸(14.1%)
木造戸建住宅	15,521戸(100%)	11,572戸(74.6%)	3,949戸(25.4%)
共同住宅等	29,499戸(100%)	27,079戸(91.8%)	2,420戸(8.2%)

### 2 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化の現状

(H27年度末時点)

建築物の機能	総数	耐震化率
避難に配慮を要する者が利用する建築物等(学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、老人ホーム等)	52棟	84.6%
不特定多数の者が利用する建築物(物販店舗、飲食店、ホテル等)	13棟	61.5%
特定多数の者が利用する建築物(共同住宅、事務所、工場等)	481棟	90.0%
その他(複合建築物等)	4棟	75.0%
合計	550棟	88.7%

### 3 多数の者が利用する建築物(市有)の耐震化の現状

(H27年度末時点)

建築物の機能	総数	耐震化率
応急対策上、地域の拠点となる建築物(小中学校、庁舎等)	64棟	98.4%
その他、多数の者が利用する建築物	39棟	76.9%
合計	103棟	90.2%

## 住宅・建築物の耐震化を図るための施策

### 1 目標達成のための具体的な取組み

- 住宅、多数の者が利用する建築物、広域緊急交通路沿道建築物について、個別訪問やダイレクトメールによる確実な普及啓発を行います。
- 耐震改修に係る費用・工事期間・耐震工法などの情報提供の充実、耐震シェルターの設置による最低限「生命を守る」耐震化の促進、リフォームに併せた耐震改修の誘導など、さまざまな耐震化の支援を行っていきます。
- 市有建築物については、「池田市公共施設等総合管理計画」の公共施設等管理方針を踏まえ、防災上の重要度や施設の将来の利用計画などを勘案して、計画的に耐震化の促進を図っていきます。

### 2 耐震化の促進への社会環境整備

- 関係機関と連携した高齢者向け住宅などへの住替え支援や建替え促進策を検討します。
- 耐震化の促進につながる税制改正や国庫補助の拡充などについて、府と連携した国への提案・要望を行います。

### 3 その他関連施策の促進

- 居住空間の安全性を確保するため、家具の転倒防止対策や防災ベッド、耐震テーブルの活用などを促進します。
- ハザードマップを活用し、市民の防災意識の向上を図ります。
- コンクリートブロック塀や外壁材、天井、エレベーターなどの2次構造部材の安全対策を推進します。

### 4 推進体制の整備

- 耐震化推進に係る連携のため、関係部局を横断した体制づくりや、行政のみならず、市民、民間事業者などが、協働して取り組むことができる体制を整備します。